

特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先
株式会社日曜発明ギャラリー 様
〒425-0053
日本国
静岡県焼津市すみれ台二丁目11番3号

P C T

国際調査機関の見解書

（法施行規則第40条の2）
〔P C T規則43の2.1〕

発送日
（日.月.年） 12.08.2025

出願人又は代理人の書類記号
K0BA2405PCT

今後の手続については、
下記2を参照すること。

国際出願番号
PCT/JP2025/018509

国際出願日（日.月.年）
22.05.2025

優先日（日.月.年）
07.06.2024

国際特許分類（I P C）

G06Q 30/0214(2023.01)i; G06Q 30/0241(2023.01)i; G06Q 30/0601(2023.01)i
FI: G06Q30/0214; G06Q30/0241 446; G06Q30/0601 330

出願人（氏名又は名称）
株式会社日曜発明ギャラリー

1. この見解書は次の内容を含む。

- ☒ 第Ⅰ欄 見解の基礎
☐ 第Ⅱ欄 優先権
☐ 第Ⅲ欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
☐ 第Ⅳ欄 発明の単一性の欠如
☒ 第Ⅴ欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのP C T規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明
☐ 第Ⅵ欄 ある種の引用文献
☐ 第Ⅶ欄 国際出願の欠陥
☐ 第Ⅷ欄 国際出願についての意見

2. 今後の手続

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がP C T規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式P C T / I S A / 2 2 0を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式P C T / I S A / 2 2 0を参照すること。

名称及びあて先

日本国特許庁（ISA/JP）
〒100-8915
日本国
東京都千代田区霞が関三丁目4番3号

見解書を作成した日

30.07.2025

権限のある職員（特許庁審査官）

渡邊 加寿磨 5L 5875

電話番号 03-3581-1101 内線 3560

第 I 欄

見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

☒

出願時の言語による国際出願

☐

出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2. ☐ この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3. ☐ この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a. ☐

出願時における国際出願の一部を構成する配列表

b. ☐

国際出願日後に、国際調査のために提出された配列表（PCT規則13の3.1(a)）

☐

配列表が出願時の国際出願の開示の範囲を超えるものではない旨の陳述書が添付されていた。

4. ☐ この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、この見解書は、WIPO標準ST.26に準拠する配列表なしで有意義な見解を示すことができる限度において作成された。

5. 補足意見：

第Ⅴ欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-4	有
	請求項		無
進歩性 (IS)	請求項	1-4	有
	請求項		無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-4	有
	請求項		無

2. 文献及び説明:

文献1: JP 2010-79804 A (株式会社ザクラ)

08.04.2010(2010-04-08), 段落[0004], [0008]-[0011], [0022]-[0029], [0034]-[0039],
[0042]-[0046], [0070], 図1-2
(ファミリーなし)

文献2: JP 2013-210877 A (NECビッグロブ株式会社)

10.10.2013(2013-10-10), 段落[0001], [0011], [0026]-[0030]
& US 2015/0052048 A1, 段落[0001], [0029], [0047]-[0053]
& WO 2013/146810 A1

文献3: JP 2007-241508 A (大日本印刷株式会社)

20.09.2007(2007-09-20), 段落[0004], [0009]-[0017]
(ファミリーなし)

文献4: JP 2006-146300 A (シーレイシステム株式会社)

08.06.2006(2006-06-08), 段落[0012], [0032], [0038], [0040]
& WO 2006/054411 A1

文献5: JP 2002-259732 A (株式会社エヌ・ティ・ティ・データ)

13.09.2002(2002-09-13), 段落[0003], [0011]-[0024]
(ファミリーなし)

文献6: US 2013/0262205 A1 (SHOPA LTD)

03.10.2013(2013-10-03), 要約, 段落[0157]-[0205]
& US 2013/0262206 A1

請求項1-4に係る発明は、国際調査報告で引用された文献に対して新規性及び進歩性を有する。

文献1には、QRコード化された販売促進情報が送信されることを利用して販売促進を行うシステムが記載されている。

文献2には、表示された2次元コードを読み取って2次元コードに含まれる課金コード情報を取得し、購入希望の商品の情報を含む商品2次元コードを読み取ったときに、入情報を生成して送信することが記載されている。

文献3には、実際の店舗で販売している商品について紹介した場合であっても、報酬の支払いを行うことが可能な実店舗アフィリエイトシステムが記載されている。

文献4には、前記顧客が発注した商品を掲載する顧客ホームページを作成すると共に、前記顧客ホームページのアドレスを記載した電子メールを前記顧客のメールアドレスに送信することが記載されている。

文献5には、商品データベースから、自分の趣味、嗜好にこだわった商品を選択し、自分のマイセレクトショップ2に掲載することが記載されている。

文献6には、オンライン店舗で販売するためのアイテムに照会者からリンクを受信すると、そのリンクをたどる商品のオンライン・ストアから購入できることが記載されている。

一方、請求項1に係る発明が有する「商品に直接付帯、又は、カタログ販売や、インターネット通信網上等での商品の説明の近傍に表示されて、前記商品が特定の商品販売支援方式の対象商品であることを示すマーク、又は、その表記を行うことと、かつ、前記商品販売支援方式を実行する為のプログラムアプリへのリンク情報を有する2次元コード、または、インターネット通信網上等のそのリンク情報の表記と、さらに、前記商品を区別する、前記商品に付帯された固有のJANコード等2次元コードを読み取る、または、インターネット通信網上で、前記商品の説明の近傍に表示」される構成、及び、「前記第1の端末装置による前記オンラインショップでの商品の説明販売情報での「紹介」等を選択された場合に、前記サーバ装置にて前記商品別に第一の紹介者IDを登録する

第Ⅴ欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

手段を設け、かつ、前記サーバ装置は前記第1の紹介者IDの属性情報を組み込むが、それ以外は前記オンラインショップでの商品の説明販売情報とほぼ同一内容の、新たな商品の説明販売情報を生成し、前記インターネット通信網上に新たな第1のオンラインショップの構成情報を送信する」構成は、国際調査報告で引用されたいずれの文献にも記載されておらず出願時の技術常識を考慮しても、当業者といえども容易に想到し得ないものである。